

## < 処遇改善加算への取り組み >

当法人では処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、処遇改善加算 I を取得しております。

1、 処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。

2、 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。

3、 新たな定量的要件（職場環境等要件）を満たしていること。

平成27年4月から計画書の届け出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該介護職員に要した費用を全ての職員に周知していること。

4、 キャリアパス要件 I を満たしていること。

①介護職員の任用の際における順位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。

②①に掲げる職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。

③①および②の内容について職業規則などのもので、書面で明確にし、周知していること。

5、 キャリアパス要件 II を満たしていること。

①次のア、またはイ、の条件を満たした計画を作成していること。

ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施（OJT、OFF-JT）するとともに介護職員の能力評価を行うこと。

イ) 資格取得のための支援（金銭、休暇の取得など）を行うこと。

②上記の内容をすべての介護職員に周知していること。

6、 キャリアパス要件 III を満たしていること。

①次のいずれかの昇給の仕組みを導入していること。※単一の基準ではなく、複数の基準をかけた仕組みでも可。

ア) 経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み

イ) 資格取得（または保有）により昇給する仕組み

ウ) 人事評価や試験結果により昇給する仕組み

②上記の内容をすべての介護職員に周知していること。